

# 東京福祉大学大学院 通信教育課程に関する規程

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 東京福祉大学大学院（以下、「本学」という。）に置く通信教育課程（以下、「本通信教育課程」という。）は、通信の方法等によって広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養い、もって社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。
- 2 この規程は、「東京福祉大学大学院 学則」第3条第2項の定めにより本学の通信教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 本通信教育課程は、その教育研究水準の向上を図り、本通信教育の目的を達成するため、本通信教育課程における教育研究活動等の状況について自己点検、評価を行うものとする。
- 4 前項の点検、評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### (収容定員)

第2条 本通信教育課程の収容定員を次の通りとする。

#### 入学定員

社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士課程前期（修士課程）	60 名
		収容定員	120 名
社会福祉学研究科	児童学専攻	修士課程	10 名
		収容定員	20 名
心理学研究科	臨床心理学専攻	博士課程前期（修士課程）	30 名
		収容定員	60 名

- 2 臨床心理士受験資格に関する定員、事項は別に定める。

### (標準修業年限)

第3条 本通信教育課程の標準修業年限は、2年とする。

### (正科生・科目等履修生・特別学生)

第4条 本通信教育課程の学生は、正科生、科目等履修生及び特別学生に分かれる。

## 第2章 教育課程

### (教育課程の編成)

第4条の2 本大学院の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、本大学院の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本大学院の定める教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、編成するものとする。

### (授業科目の区分)

第5条 本通信教育課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という）によって行うものとする。

- 2 各授業科目は、授業の方法により、①主として専門書・参考文献等により学修・研究する印刷授業科目、②講義・演習・実習等により研究する面接授業（スクーリング）科目、③メディアを利用して行う授業科目、④面接（スクーリング）及び印刷併用授業科目及び⑤メディア及び印刷併用授業科目として編成する。
- 3 各授業科目及び単位数は別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学大学院 通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則」に定める。
- 4 別表第1に定める授業科目の外必要に応じ、資格に関する教育科目、自由科目等を適宜開設することができる。

（単位数の算定方法等）

第6条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

- (1) 印刷授業においては、1単位45時間の学習を必要とする印刷教材等の分量は、専門書・参考文献等おおむねA5版150頁程度とする。
- (2) 面接授業（スクーリング）の講義及び演習においては、授業15時間及び教室外の研究30時間をもって1単位とする。
- (3) 面接授業（スクーリング）の実習においては、45時間の範囲内で各授業科目において定める。
- (4) メディアを利用して行う授業の講義及び演習においては、授業15時間及びその予習復習等の教室外学修30時間をもって1単位とする。
- (5) 面接（スクーリング）及び印刷併用授業科目においては、各授業科目に応じて、面接授業時数を設定する。
- (6) メディア及び印刷併用授業科目においては、各授業科目とも1単位15時間相当のメディアを利用して行う授業と印刷授業により構成する。

（指導教員）

第7条 研究科における大学院指導教員のうちから各学生の研究指導を担当する指導教員（以下、「指導教員」という）を定める。

- 2 学生は、定められた大学院指導教員の指導のもとに、授業科目の選択及び学位論文の作成などを行うものとする。

（他の大学院及び他専攻の授業科目の履修）

第8条 各研究科における授業科目以外の授業は、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他の大学院の授業科目及び他専攻の授業科目を履修することができる。ただし、他の大学院の授業科目は、当該大学院の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により修得した単位については、博士課程前期（修士課程）においては10単位までを所定の単位数に算入することができる。
- 3 研究科は、指導教員が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会の承認を得て、当該学生が大学院に入学する前に大学院において修得した単位を博士課程前期（修士課程）において修得した単位として認定することができる。
- 4 前項の規定により認定できる単位数は、編入学の場合を除き、本大学院において修得した単

位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

- 5 研究科は、指導教員が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会及び他の大学又は研究所等の承認を得て、当該学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。
- 6 前項に規定する場合において、研究指導を受ける期間は、博士課程前期（修士課程）の学生については、1年以内とする。

（準用）

第9条 授業の単位、授業日数、授業期間、単位の授与等の基準は、本規程に定めのないものは、東京福祉大学大学院学則及び学部の授業に関する基準を準用する。

### 第3章 教育・研究指導

（授業科目の配当）

第10条 授業科目は、これを1年次から2年次の2カ年に配当する。

- 2 教材の配本は、授業科目の年次配当及び選択履修登録に従い順次配付する。
- 3 各授業科目の履修は、授業科目の年次配当を考慮して各自の授業計画に沿って進めるものとする。

（学習指導）

第11条 教育・研究指導は、教科書等の教材の配布、学習、質疑応答、レポート作成・添削指導、面接授業（講義・演習・実習）、メディアを利用して行う授業、研究指導及びその他の方法によって行う。

- (1) 教育・研究の過程における質疑は、配布された質問事項記載用紙を提出して随時行うことができる。
- (2) 印刷授業等のレポートは、各授業科目の設題について所定の方法により作成提出して添削を受けなければならない。不合格の場合は所定の方法により再度提出しなければならない。
- (3) 面接授業（スクーリング）は本学及び全国の適当な地区において、通学課程と同一程度において実施し、その時期及び会場は別に公示する。
- (4) メディアを利用して行う授業は、同時かつ双方向に行われる通信システムを利用し、授業を行う教室等以外の教室等で行われるものとする。
- (5) 夏期短期研修プログラム（夏期休業中の1ヶ月間ハーバード大学（ケンブリッジ市）及びフォーダム大学（ニューヨーク市）において社会福祉に関する講座等を開講）については、別に定める。

### 第4章 試 験

（科目終了試験）

第12条 履修科目の科目終了試験の実施については、別に定めて公示する。

- 2 授業科目の試験の成績はA（100～90点）・B+（89～80点）・B（79点～70点）・C（69～60点）・F（59点以下）の5種類とし、A・B+・B・Cは合格とし、Fは不合格とし単位は認めない。

(単位認定)

第13条 単位の認定は、各授業科目の定めるところにより、レポートの合格、スクーリングの合格及び科目終了試験の合格等により与えるものとする。

- 2 科目終了試験に不合格の場合は、再度試験を受けなければならない。
- 3 各授業科目（課題研究を除く）の単位修得は、原則として、2年以内に修得するものとし、その期間内に修得できない場合は、新たに再履修するものとする。

## 第5章 課程の修了

(修了要件)

第14条 本学博士課程前期（修士課程）に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の指導教員は、修士論文の作成に代えて、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文・修士最終試験については、別にこれを定める。

(最長在学年数)

第15条 本学における最長在学年数は、5年とする。

(学位の授与)

第16条 本学において研究科の博士課程前期（修士課程）の課程を修了した者に、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

修士（社会福祉学）	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）
修士（児童学）	社会福祉学研究科	児童学専攻修士課程
修士（臨床心理学）	心理学研究科	臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）

- 2 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか別にこれを定める。

## 第6章 入学・休学・復学・退学・転学・転籍

(入学資格)

第17条 本学に入学して博士課程前期（修士課程）を修め得る者の資格は次のとおりとする。

- (1) 学士の学位を有する者または大学を卒業した者
- (2) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- (3) 大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者

- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

(入学の時期)

第18条 本学の入学時期は、毎年4月及び10月とする。

(入学手続き)

第19条 入学志願者は所定の入学願書・成績証明書・卒業証明書（又は検定証明書）・最近撮影した写真に選考料を添えて提出しなければならない。また、必要に応じて健康診断書等を提出させることができる。

(入学選考)

第20条 入学は、書類選考、入学試験等により、学長が許可する。

(誓約書)

第21条 入学を許可された者は、保証人を定め、誓約書に所定の入学金を添えて期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第22条 保証人は父母あるいは配偶者等の親族、及びこれに準ずる者、又は本通信教育課程で適当と認めた者に限る。

- 2 保証人は入学生の学生生活と教育に関する一切の責に任じ得る者でなければならない。

(転籍・転居・改名)

第23条 学生又は保証人が転籍、転居又は改名した時は、その旨を直ちに届出なければならない。

(休学)

第24条 疾病その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。ただし、休学の期間は原則として通算2年以内とし、2年を経過してなお復学又は退学しない場合は除籍される。

- 2 休学を認められた者は授業料その他諸費用を免除される。ただし、別に定める休学在籍料を納入しなければならない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学した者が、その後復学を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。ただし、この場合、原則として休学期間満了前に復学を願い出なければならない。

- 2 休学中の学生が復学する場合は、原則として学年始めとする。

(願出退学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その理由を付した保証人連

署の退学願を本通信教育課程を経て、学長に願い出なければならない。

(除 籍)

第27条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第15条に規定する最長在学年数を超える者
- (3) 第24条第1項に規定する休学期間を超えたため復学の許可を得られなかった者
- (4) 所定の期間内に所定の学費を納入せず、督促してもこれに応じなかった者

(転学)

第28条 本学から他の大学院に転学する者は所定の手続を行わなければならない。

- 2 転学に関する手続は別にこれを定める。

(転籍)

第29条 学生が通学課程に転籍を希望する場合及び通学課程の学生が、通信教育の課程に転籍を希望する場合は、学長に願い出て転籍の許可を受けなければならない。

(二重学籍の禁止)

第30条 正科生は、本通信教育課程に並行して他の大学院、大学及び短期大学に在学することはできない。

## 第7章 研究生・聴講生・特別学生・科目等履修生

(研究生)

第31条 本学において、特定の学術について研究することを志願する者があるときは、本学の教育・研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可する。

- 2 研究生のその他必要な事項については、別にこれを定める。
- 3 公共団体又はその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、特別研究生としてこれを許可する。

(科目等履修生)

第32条 本学の特定授業科目について科目等履修生として入学を希望する者があるときは、選考の上これを許可する。

- 2 研究科は、特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 3 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。
- 4 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるものとする。

(留学生)

第33条 留学生については別に定める。

## 第8章 教職員組織

### (教職員組織)

第34条 本通信教育課程に関する事務を処理するため、通信教育部を置く。

- 2 本通信教育課程の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、本大学院で定める資格を有する教員が担当し、分担する。

### (研究科委員会)

第35条 本学各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関するその他必要事項は別に定める。

## 第9章 学 費

### (学費)

第36条 入学選考料・入学金・授業料その他の学費は別表2に定める。

- 2 授業料(教科書代、学習指導書代を含む)は、原則として学年始めに納めなければならない。

### (スクーリング費等)

第37条 スクーリング費、実習費等は、別に定めるところにより、所定の時期までに納めなければならない。

### (授業料の免除)

第38条 学生のうち成績優秀であって経済的理由等により納付が著しく困難な者に対しては、学長は、研究科委員会の議を経て授業料の全部又は一部を免除することができる。

### (学費の不返還)

第39条 一旦納入した学費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

### (在籍延長料)

第40条 2年以上、在学し、課程修了に必要な単位を修得できない者は、所定の在籍延長料を納めなければならない。

### (学費の変更)

第41条 学費は、社会経済情勢の変動により変更することがある。

## 第10章 学 生 証

### (学生証)

第42条 正科生には学生証を交付する。

### (身分証明書)

第43条 委託生・聴講生・科目等履修生・特別学生には身分証明書を交付する。

(学生証の呈示)

第44条 試験・面接授業・メディアを利用して行う授業に出席する場合、また面接指導を受ける場合には、学生証又は身分証明書を呈示しなければならない。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学業優秀であって特に模範と認められる者に対してはこれを表彰する場合がある。

(懲戒)

第46条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

- (1) 戒 告
- (2) 受験停止
- (3) 停 学
- (4) 懲戒退学
- (5) 抹籍退学

2 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の指示、指導に従わず、秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

## 第12章 学年及び休日

(学年)

第47条 本学の学年は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休日)

第48条 本学の休業日を次のとおりとする。ただし、スクーリングの実施等により、休業日を変更することがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 本学創立記念日（6月26日）
- (4) 春季休業 3月5日から3月31日まで
- (5) 夏季休業 8月4日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月22日から1月7日まで

## 第13章 学生心得

(学生心得)

第49条 学生は、次に掲げる事項を守り、本学設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

- (1) 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
- (2) 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保ち、本大学院学風の振興に努めること

#### 第14章 その他

(改廃)

第50条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年1月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。